

平成15年6月26日付け15生畜第2142号にて情報提供した動物用医薬品の検出・定量限界値のうち、以下の動物用医薬品（成分）については、放射性同位元素を用いた試験方法であることから、動物用医薬品の残留分析の手法として実用的ではないと考えられるので、削除願いたい。（番号は暫定基準第二次案No.）

139 カルベトシン

170 クロプロステノール

注 170は暫定二次案ではクロプロステロール(CLOPROSTEROL)となっているがクロプロステノール(CLOPROSTENOL)に訂正願いたい。

以下の動物用医薬品(成分)・対象家畜の筋肉及び主な内臓等については、食品衛生法に基づく残留基準値が既に設定されている。これらの動物用医薬品(成分)・対象家畜の「その他の内臓等」等の残留基準値が設定されていない組織・臓器等の暫定基準(第2次案)は、平成15年6月26日付け15生畜第2142号及び平成16年1月27日付け15消安第5495号にて情報提供した動物用医薬品の承認又は使用基準の当初設定時等の検出・定量限界値に基づき設定されているが、これら動物用医薬品に現在適用されている使用基準は、上述の食品衛生法の基準設定時に同基準に対応するよう見直し等を行っているところである。このため、既提出の検出・定量限界値は既設定の残留基準値との整合をとった数値ではないことから暫定基準設定のデータとして使用しないようお願いしたい。(番号は暫定基準第二次案No.)

	動物用医薬品(成分)	対象家畜
70	イベルメクチン	馬
118	オキシテトラサイクリン/クロルテトラサイクリン/テトラサイクリン	牛、豚、鶏、
194	ゲンタマイシン	牛、豚
241	ジヒドロストربتマイシン/ストربتマイシン	牛、豚、鶏
277	スピラマイシン	豚、鶏
280	スペクチノマイシン	鶏
286	スルファジミジン	豚
315	セフトオフル	牛、豚
323	ダノフロキサシン	牛、豚、鶏
336	チルミコシン	牛、豚
368	トリクラベンダゾール	牛
393	ナイカルバジン	鶏
409	フラジオマイシン(ネオマイシン)	牛、豚、鶏
537	フルベンダゾール	豚
590	ベンジルペニシリン	豚、鶏
667	レバミゾール	牛、豚、鶏

以下の動物用医薬品（成分）については、投薬前の生理的状态においても組織・臓器等から検出される成分であり、かつ、投与後においても生理的変動の範囲内の増減であることから、暫定基準を設定せず「食品中に自然に含まれる物質の取扱い」をお願いしたい。（番号は暫定基準第二次案No.）

659 リゾチーム（平成16年11月30日付け消安第6925号別紙（1）参照）

239 ジノプロスト（プロスタグランジンF2 α ）（別紙（1）参照）
グルタチオン
ヒアルロン酸

注）ジノプロスト、グルタチオン、ヒアルロン酸の生理的状态における存在については添付資料参照。（略）

平成15年6月26日付け15生畜第2142号にて検出・定量限界値を情報提供した動物用医薬品（成分）のうち、

以下の成分については、（ ）に示した動物用医薬品としての一般的な名称と異なる名称で暫定基準案に掲載されていることから、誤解のないよう並記等の取扱いの検討をお願いしたい。なお、406のニトロキシニール及び596のブロモフェノホスはそれぞれニトロキシニル、ブロムフェノホスの誤りである。（番号は暫定基準第二次案No.）

- 123 オキシリニック酸（オキシリン酸）
- 409 ネオマイシン（フラジオマイシン）
- 483 フェノブカルブ（2-セカンダリーブチルフェニル-N-メチルカーバメート）

食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項に基づき農林水産大臣が指定している飼料添加物のうち、下表の左欄に掲げる飼料添加物については、右欄に掲げる理由があげられることから、食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」として取り扱いいただけるようお願いしたい。

飼料添加物	理 由
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオン、DL-メチオン、 ビタミンA粉末、ビタミンA油、塩酸アミン、 塩酸ジベンゾイルアミン、硝酸アミン、リボフラ ビン、リボフラビン酪酸エステル、塩酸ピリドキ シン、シアノコバラミン、エルゴカルステロール、コレカルステ ロール、ビタミンD粉末、ビタミンD3油、酢酸 dl- α -トコフェロール、ビタミンE粉末、クエン酸 鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、DL-トレオニン 鉄、フマル酸第一鉄、ヘパチド鉄、硫酸鉄 (乾燥)、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、 硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結 晶)、 β -カロチン、 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステ ル、乳酸カルシウム	飼安法上使用量に規定がないもので あって、食品衛生法に基づき食品添加 物として指定されている物質、または 消化吸収過程において、家畜体内で食 品添加物もしくはその代謝物と同一の ものとなるものであって、上記食品添 加物については食品への使用について 量の規制がないため。
ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、 ヨウ素酸カルシウム	飼料添加物として使用されるヨウ素 化塩について、その畜産品への残留は、 飼料添加物として使用される限り、そ の残留の範囲はおのずと限定されるも のであるため。